

アスベスト含有の法規制、分析方法の経緯

年月日	アスベスト含有の法規制、分析方法	弊社の取組み	
S50	改正特定化学物質等障害予防規則施行(規制対象:含有率 5% 超制定)		
H7.4.1	改正労働安全衛生法施行令施行 (含有率1%超含有のアモサイト,クロソライトの製造使用等全面禁止) 改正特定化学物質等障害予防規則施行 (規制対象:含有率5%超→ 1%超 、吹付け作業全面禁止)		
H8.3.29	建築物の耐火吹付け材の石綿含有率の判定方法(基発第188の2、吹付け材のクリソタイル,アモサイト,クロソライトの含有率1%有無の分析方法)		
H16.10.1	改正労働安全衛生法施行令施行(含有率1%超含有の製造使用等全面禁止)		
H17.3.18	基発第0318003号(石綿障害予防規則の施行について) アスベスト6種類 を規定		
H17.7.1	石綿障害予防規則施行(特定化学物質等障害予防規則から単独規則となりました)		
H17.6.22	建材中の石綿含有率の分析方法について(基安化発第0622001号、成形板・吹付け材のクリソタイル,アモサイト,クロソライトの含有率1%有無の分析方法)		成形板は基安化発第0622001号、吹付け材は基発第188の2での分析を原則としました
H18.3.25	建材製品中のアスベスト含有率測定方法 (JIS A 1481、クリソタイル,アモサイト,クロソライトの含有率0.1%有無の分析方法、トレモライト,アンソフィライト,アクチノライトは解説に記載あり)		全6項目の分析に対応しました
H18.8.21	基発第0821002号、基安化発第0821001号 基発第188の2、基安化発第0622001号が廃止され、分析方法は、JIS A 1481が公定法となりました。		本通知をうけ、全6項目の分析を原則としました
H18.9.1	改正労働安全衛生法施行令施行 (規制対象:含有率1%→ 0.1% 、0.1%超含有の製造使用等全面禁止)		
H19.8	災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成(環境省)		
H20.2.6	基安化発第0206003号 6種類のアスベストの分析調査徹底の通達	HP最新情報、メールマガジンで情報発信	
H20.2.15	19文科施第419号(文部科学省) 学校施設等において、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトについての調査の徹底を通知		
H20.2.26	国住指第4102号(国土交通省) 吹付け材の調査対象のアスベストは6種類であることと、6種類全ての調査を実施していない場合は、再調査の徹底を通知		
H20.6.20	JIS A 1481(アスベスト含有率測定方法) (トレモライト,アンソフィライト,アクチノライトも含め6種類全てが分析対象となる)	6月20日より改正JIS法に対応しました	
H20.7.17	基安化発第0717003号 建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について		

年月日	アスベスト含有の法規制、分析方法	弊社の取組み
H21.4	石綿障害予防規則改正 ・事前調査の結果等の掲示 ・隔離の措置を講ずべき作業の範囲の拡大及び、新たな措置の義務化 ・隔離作業場所内の石綿等の粉じんの処理 ・電動ファン付き呼吸用保護具等の使用の義務付け	
H22.6	アスベストモニタリングマニュアル[第4.0版](環境省) ・クリソタイル以外のアスベストも対象 位相差顕微鏡で総遷移数を計測 ⇒ 1f/Lを超えた場合、電子顕微鏡で計測 ・分散染色法がマニュアルから除外 ・解体現場の迅速測定方法について	電子顕微鏡、偏光顕微鏡の測定にも対応いたしました
H22.8.1	改正石綿障害予防規制(船舶解体における石綿の除去時の隔離の措置等)	
H23.4	廃棄物処理法の改正 廃石綿等の埋立て処分基準の強化	
H23.8	石綿障害予防規則改正 船舶の解体部分の規制を強化 ⇒ 建物と同様の対応が必要	
H24.3	石綿等の全面禁止に係る労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の改正等について(基発0204第8号) ・特殊な用途のガスケットは一部製造等の禁止の適用除外 ⇒ 製造等の禁止(完全に石綿製品使用製造が禁止)	
H26.3.28	JIS A 1481 改正 ISO翻訳追加	
H26.6.1	改正大気汚染防止法施行 ・ 届出義務者の変更(工事の施工者→発注者又は自主施工者) ・解体等工事の事前調査及び説明の義務付け ・立入検査等の対象の拡大 改正石綿障害予防規則施行 ・吹き付けされた石綿の除去などについての措置 集じん・排気装置の排気口からの石綿漏洩の有無の点検 作業場前室の負圧状態の点検 ・石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置 損傷や劣化などで石綿粉じん発散の恐れがある場合の除去等の対応	
H29.4.3	石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[第2.10版] 改訂 ・いわゆる建材のレベル分類の趣旨を明示 (発じん性の目安の一つであり、作業、方法により大きく変わる) ・建築用仕上塗材に関する記載の追加(試料採取等技術的事項を明示)	メールマガジン購読者限定セミナーで情報発信
H29.5.30	環水大大発第170531号 石綿含有仕上塗材についても、除去等作業における石綿飛散防止対策が必要になりました。	メールマガジン購読者限定セミナーで情報発信
H29.7.11	アスベストモニタリングマニュアル[第4.1版](環境省) ・「発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等における漏えい監視・管理のための測定方法」に以下の測定方法を位置付けました。 アスベスト迅速測定法として ・位相差/偏光顕微鏡法及び位相差/蛍光顕微鏡法 リアルタイム測定として ・粉じん相対濃度計、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器	マニュアルに対応しております。

※近年、仕上塗材にアスベストが含まれており、除去等の工法によっては飛散するおそれがあると指摘されています。適切な調査、解体等作業への対応が求められています。弊社は、工事費用負担や工程負担の目線からも丁寧にフォローアップさせていただきます。アスベストに関して是非ご相談ください。

HP : <https://www.kankyo-kanri.co.jp/>

Copyright © ENVIRONMENTAL CONTROL CENTER CO.,LTD.

ECC-R
ENVIRONMENTAL CONTROL CENTER